

重 要 事 項 説 明 書



日本赤十字社
Japanese Red Cross Society

日赤安謝福祉複合施設
安謝特別養護老人ホーム
(指定短期入所生活介護)
(介護予防短期入所生活介護)

令和6年8月 1 日改訂

指定介護老人福祉施設 安謝特別養護老人ホーム
(指定短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護)
重要事項説明書

◇当施設はご契約者（以下「利用者」）に対して短期入所生活介護サービス及び介護予防短期入所生活介護サービスを提供します。施設の概要や提供されるサービスの内容、又契約上ご留意いただきたいことを次の通り説明します。

当施設は介護保険の指定を受けています。
 (沖縄県指定 第4770100057号)

1 指定介護老人福祉施設を提供する事業者について

事業者名称	日本赤十字社 沖縄県支部
代表者氏名	支部長 玉城 デニ－
本社所在地 (連絡先及び電話番号等)	沖縄県那覇市与儀1丁目3番1号 TEL 098- 835-1177
法人設立年月日	1896年7月1日

2 利用者に対しての指定介護老人福祉施設を実施する事業所について

(1) 事業所の所在地等

事業所名称	安謝特別養護老人ホームに併設されています。
介護保険指定 事業所番号	4770100057
事業所所在地	沖縄県那覇市安謝2丁目15番2号
連絡先 ファクス番号	098 - 862 - 4321 098 - 862 - 4320
利用定員	5床（利用定員5人）
開所年月日	1998年4月1日

(2) 事業の目的及び運営の方針

事業の目的	指定介護老人福祉施設は介護保険法令の従い、利用者がその有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営む事ができるように支援することを目的として、必要な居室及び共用施設などをご利用頂きサービスを提供します。この施設は身体上または精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ在宅においてこれを受けることが困難な方がご利用いただけます。
運営の方針	介護保険の趣旨に従い、可能な限り自立した生活ができるよう介護サービスを行う。

(3) 営業日及び受付時間

営 業 日	年中無休
営 業 時 間	月～金 午前 9 時 ～ 午後 17 時 30 分

(4) 事業所の職員体制

当事業所では、利用者に対して指定介護老人福祉施設サービスを提供する職員として、以下の職員を配置しています。

園 長	上里 裕昭
-----	-------

職	職 務 内 容
介護職員	利用者の日常生活上の介護並びに生活支援等を行います。
生活相談員	利用者の日常生活上の相談に応じ、助言等を行います。
看護職員	主に利用者の健康管理や医療上の看護支援を行います。
機能訓練指導員	利用者の身体機能の向上維持への看護支援を行います。
介護支援専門員	利用者に係る施設サービス計画(ケアプラン)を作成します。
医 師	利用者に対して健康管理及療養上の指導を行います。
管理栄養士・栄養士	利用者に対して栄養マネジメントを行います。

※職員の配置については指定基準を遵守しています。

1. 園 長（管理者）
2. 医師（派遣医師 沖縄赤十字病院）
3. 看護職員 常勤換算 3 名以上
4. 事務職員 常勤換算 1 名以上
5. 生活相談員 常勤換算 2 名以上
6. 介護職員 常勤換算 35 名以上
7. 機能訓練指導員 常勤換算 1 名以上
8. 管理栄養士 常勤換算 1 名以上
9. 介護支援専門員 常勤換算 1 名以上
10. 障害者生活支援員 常勤換算 1 名以上

(5) 施設の概要

①建物の構造 鉄骨鉄筋コンクリート造 地上6階、地下1階

②建物の延べ床面積 4, 318㎡

(6) 居室の概要

☆当事業所では以下の居室・設備をご用意しています。利用される居室については原則として、3階ショートステイ専用居室になります。

但し、利用者の心身の状況及び居室の空き状況等により居室を変更する場合があります

居室・設備の種類	室数	当施設では以下の居室・設備をご用意しています。
ショーステイ専用居室	1 室	3階東側に 5 床
食堂	3室	各階中央フロアー（多目的ホール）及びショーステイ専用スペースが食堂兼用
機能訓練室（6階）	1 室	平行棒、歩行訓練器
浴室	3 室	各フロア 1 室（一般浴、特別浴（ストレッチャー）対応可能）
医務室・看護師室	1 室	3階
全身消毒室	1 室	1 階

3.当事業所が提供するサービスの概要

- | |
|--|
| (1) 利用料金が介護保険から給付される給付対象サービス
(2) 利用料金の全額をご契約者に負担いただく給付対象外サービス |
|--|

(1) 介護保険の給付の対象となるサービス

①入浴

入浴又は清拭を身体の状態に応じて、週 2 回以上行います。ただし、体調が入浴に不相当と看護職員が判断し入浴をさし控える場合があります。

②排泄

排泄の介助及び排泄の自立を促すため、利用者の身体能力を最大限活用した援助を行います。

③機能訓練

利用者の心身等の状況において日常生活を送るのに必要な、機能の回復又はその減退を防止するための訓練を実施します。

④その他自立への支援

- 寝たきり防止のため、できるかぎり離床するよう支援します。
- 生活のリズムを考え、食事や排泄等をおこなうよう支援します。
- シーツ、枕カバー、包布交換は、週 1 回行います。
- 清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が送れるよう支援します。

(2) 介護保険の給付対象とならないサービス

★以下のサービスは、利用料金の全額をご契約者の負担となります。

＜サービスの概要と利用料金＞

- ①食費（食材料費を含みます）：管理栄養士により、身体の状態および栄養価並びに嗜好を考慮した食事を提供します。（利用料金参照）

(食事時間)

朝 食	昼 食	夕 食
8時～9時	12時～13時	18時～19時

②居住費

ご利用中のお部屋代・光熱水費などにかかる費用です。

料金：1日あたり 915 円（第四段階）

430 円（第一段階～第三段階）

③理髪・美容

[理・美容サービス]

月1～2回、理・美容師の出張美容サービス（調髪、パーマ、染髪）をご利用頂
けます。 ※利用料金：美容業者との間で取り決めた実費相当額

④レクリエーション活動

利用者の希望によりレクリエーション活動に参加していただくことができます。

利用料金：ご契約者に材料代等の実費相当額を負担していただく場合があります。

⑤複写物の交付

複写物を必要とする場合、1枚あたり10円を負担していただきます。

⑥日常生活上必要となる諸費用実費

日常生活品の購入代金等利用者自身の日常生活に要する費用で利用者にご負担
頂くことが適当であるものにかかる費用を頂きます。

(3) サービス利用料金のお支払い方法

○前記(1)、(2)の料金・費用は、サービス利用終了後に銀行振り込みにてお支
払いになるか、担当職員にご確認下さい。

(4) 利用の中止、変更、追加

○利用者の都合により、短期入所生活介護サービスの利用を中止又は変更、又は新
たなサービスの利用を追加することができます。この場合にはサービスの実施日
前日までに事業者申し出て下さい。

○サービス利用の変更・追加の申し出に対して、契約者の希望する期間にサービス
の提供ができない場合、他の利用可能日時を利用者に提示して協議します。

○利用者がサービスを利用している期間中に利用を中止する場合は、既に実施され
たサービスに係る分の利用料金をお支払いいただきます。

※又施設側から利用を中止して頂く場合もあります。

●ご利用初日の健康チェックの結果、体調が悪かった場合

●ご利用中に体調が悪くなった場合

●他の利用者の生命または健康に重大な影響をあたえる行為があった場合

4. 認知症ケア

事業者は、職員へ認知症等の利用者へ適切なケア、サービス提供するための措置を
講ずる。

(1) 認知症ケアに関する検討

(2) 認知症ケアに関する研修及び資格取得の推進

5.身体拘束について

事業者は、原則として利用者に対して身体拘束を行いません。但し、自傷他害等のおそれがある場合など、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険がおよぶことが考えられるときは、利用者及び家族に対して説明し同意を得たうえで、次に掲げることに留意して、必要最小限の範囲内で行うことがあります。その場合は、身体拘束を行った日時、理由及び態様等についての記録を行います。また、事業者として、身体拘束をなくしていくための取り組みを積極的に行います。

- (1) 切迫性：利用者本人及び又は他の利用者等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと
- (2) 非代替性：身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する介護法がないこと
- (3) 一時性：身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること

6.虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待を防止するための従業者に対する研修
- (2) 利用者及び家族からの苦情処理体制の整備
- (3) 成年後見制度の利用支援
- (4) その他虐待防止のための必要な措置

7.事故発生時の対応（契約書第 10 条参照）

- (1) 指定介護老人福祉施設は、利用者に対する指定介護老人福祉施設の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族に必要な措置を講じます。
- (2) 指定介護老人福祉施設は、前項の事故の状況及び事故に際して行った対応について記録を行います。
- (3) 指定介護老人福祉施設は、利用者に対する指定介護老人福祉施設の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

なお、事業者は、下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名	株式会社 損害保険ジャパン
保険名	社会福祉施設総合損害補償「しせつの損害補償」
補償の概要	施設業務の補償

8.秘密の保持と個人情報の保護について

① 利用者及びその家族に関する秘密の保持について	① 事業者は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵
--------------------------	--

	守し、適切な取り扱いに努めるものとします。 ② 事業者及び事業者の使用する者（以下「従業者」という。）は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。 ③ また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。 ④ 事業者は、従業者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。
② 個人情報の保護について	① 事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当国会議等において、利用者の個人情報を用いませぬ。また、利用者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当国会議等で利用者の家族の個人情報を用いませぬ。 ② 事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるものの他、電磁的記録を含む。）については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。 ③ 事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。（開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります。）
③ 個人情報に関する事前同意	① 事業者は、サービス担当国会議等で利用者及びその家族の個人情報等の秘密事項を使用する場合は、あらかじめ文書により、同意を得るものとします。

9. サービス提供に関する相談、苦情について

(1) 苦情処理の体制及び手順

- ア 指定介護老人福祉施設にて提供したサービスに係る利用者及びその家族からの相談及び苦情を受け付けるための窓口を設置します。（下表に記す【事業者の窓口】のとおり）
- イ 相談及び苦情に円滑かつ適切に対応するための体制及び手順は以下のとおりとします。
 - 苦情受付担当者は、利用者からの苦情を随時受け付けます。
 - 事業者内において、苦情対応者及び管理者を中心として相談及び苦情処理の為の会議を開催する。

- サービスを提供した者から概況を確認し、問題点の整理及び改善策を検討する。
- 文書による回答を作成し、管理者が利用者に対して説明を行います。
- 解決結果については個人情報に関するものは除き、施設内掲示にて公表します。

(2) 苦情申立の窓口

【事業者の窓口】 日赤安謝福祉複合施設 事務課 (事務課長)	所在地 那覇市安謝2丁目 15 番 2 号 電話番号 098 - 862 - 4321 ファックス番号 098 - 862 - 4320 受付時間 9:00～17:30 (土日祝日年末年始を除く)
【公的団体の窓口】 沖縄県国民健康保険団体連合会	所在地 那覇市西 3 -14 -18 電話番号 098 - 860 - 9026 ファックス番号 098 - 860 -9026 受付時間 9:00～17:00 (土日祝日年末年始を除く)
沖縄県福祉サービス運営適正化委員会	所在地 那覇市首里石嶺町 4 - 373 -1 電話番号 098 -882 - 5704 ファックス番号 098 -882 - 5714 受付時間 9:00～17:00 (土日祝日年末年始を除く)
該当する保険者窓口	※各市町村

10.非常災害対策

消火設備その他の非常災害に際しての必要な設備を備えるとともに、下記の通り、避難訓練を定期的実施する。

(1) 非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業員に周知します。

(2) 定期的に避難、救出その他必要な訓練を行います。

避難訓練実施回数：(毎年2回)

11.衛生管理等

(1) 施設での介護の用に食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じます。

(2) 施設において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講じます。

(3) 食中毒及び感染症の発生を防止するための措置等について、必要に応じて保健所

の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携に努めます。

1 2.ハラスメントの防止対策

事業者は、介護現場で働く職員の安全確保と安心して働き続けられる労働環境が築けるようハラスメントの防止に向け取り組みます。

(1) 事業所内において行われる優越的な関係を背景とした言動や、業務上必要かつ相当な範囲を超える下記の行為は組織として許容しません。

- ①身体的な力を使って危害を及ぼす（及ぼされそうになった）行為
- ②個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為
- ③意に沿わない性的言動、好意的態度の要求等、性的ないやがらせ行為

上記は、当該法人職員、取引先事業者の方、ご利用者及びその家族等が対象となります。

(2) ハラスメント事案が発生した場合、マニュアルなどを基に即座に対応し、再発防止会議等により、同時案が発生しない為の再発防止策を検討します。

(3) 職員に対し、ハラスメントに対する基本的な考え方について研修などを実施します。また、定期的に話し合いの場を設け、介護現場におけるハラスメント発生状況の把握に努めます。

(4) ハラスメントと判断された場合には行為者に対し、関係機関への連絡、相談、環境改善に対する必要な措置、利用契約の解約等の措置を講じます。

1 3.施設利用の留意事項

当施設のご利用にあたって、施設に入所されている利用者の共同生活の場としての快適性、安全性を確保するため、下記の事項をお守り下さい。

(1) 持ち込みの制限

◇酒類、お菓子類等、おもちゃ類で喉を詰まらせる恐れのある物や固く消化の悪い食べ物等。

◇施設内に無断で医薬品を持ち込むことはご遠慮下さい。

(2) 面会 ※来訪者は、必ず面会票に氏名をご記入ください。

◇面会時間 9：00～20：30

(3) 外出・外泊（契約書第21条参照）

◇外出、外泊（月6日まで）をされる場合は、事前にお申し出下さい。

◇外出、外泊で食事が不要な場合は、事前にお申し出下さい。

(4) 施設・設備の使用上の注意

◇居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って利用して下さい。

◇故意に施設、設備を毀損又は汚損した場合には、代価をお支払いいただきます。

◇安全衛生等の管理上、ご契約者の居室内に立ち入ることができるものとします。

◇当施設内では宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。

(5) 喫煙

◇施設内は禁煙となっています。

令和 年 月 日

住 所 那覇市安謝2丁目 15 番 2 号
事業者名 安謝特別養護老人ホーム
園 長 上 里 裕 昭 印

指定短期入所生活介護サービス及び介護予防短期入所生活介護の提供の開始に
際し、本書面に基づき説明を行いました。

安謝特別養護老人ホーム
説明者職名 _____ 氏 名 _____ 印

私は、本書面に基づいて事業者からの説明を受け、指定短期入所生活介護サービス及
び介護予防短期入所生活介護の提供開始に同意しました。

利用者住所 _____
氏 名 _____ 印

身元引受人
代理人住所 _____
氏 名 _____ 印

利用者との関係 _____

料金表

サービス利用料金について

下記の料金表に従い、利用者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額（自己負担額）と食費及び滞在費に関わる標準自己負担額の合計金額をお支払頂きます。（サービスの利用料金は、利用者の要介護度に応じて異なります）

①ショートステイ（短期入所生活介護）の介護度別利用料金：日

介護度	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
利用料金	603	672	745	815	884
※その他の加算 看護体制加算Ⅰ（4単位）看護体制加算Ⅱ（8単位）夜勤職員配置加算Ⅲ（15単位） サービス提供体制加算Ⅰ（22単位） 介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）（単位合計/月に14.0%の加算がつきます。）					

②食費（保険外費用：日）

利用者負担額 第1段階	300円
利用者負担額 第2段階	600円
利用者負担額 第3段階①	1,000円
利用者負担額 第3段階②	1,300円
利用者負担額 第4段階	1,445円

※食事の1,445円の内訳は、朝395円 昼550円 タ500円です。

ただし、食事負担限度額認定者はその負担限度額となります。

③居住費（保険外：お部屋代・光熱水費などです：日）

利用者負担額 第1段階	0円（多床室）
利用者負担額 第2段階	430円（多床室）
利用者負担額 第3段階①	430円（多床室）
利用者負担額 第3段階②	430円（多床室）
利用者負担額 第4段階	915円（多床室）

④実施加算（保険内：日）

送迎加算	184円（片道）※対応時加算します
療養食加算	8円/1食（1日3回限度） ※医師の食事箋に基づいた食事を提供した場合
認知症行動・心理症状緊急対応加算	200円 ※実施加算
個別機能訓練加算	56単位 ※実施加算

★ショートステイ（短期入所生活介護）利用料金は

要介護度別利用料金 ①（1～3 割負担分）＋ ②食費（保険外）＋ ③居住費（保険外）の合計額です。④をご利用の方は合計額に加算した料金になります。

① 介護予防短期生活介護の介護度別利用料金：日

要支援 1	要支援 2	※その他の加算
451	561	サービス提供体制加算Ⅰ（22 単位） 介護職員等処遇改善加算Ⅰ（単位合計/月に 14.0% の加算がつきます。）

② 食費（保険外費用：日）

利用者負担額 第1段階	300 円
利用者負担額 第2段階	600 円
利用者負担額 第3段階①	1,000 円
利用者負担額 第3段階②	1,300 円
利用者負担額 第4段階	1,445 円

※食事の1, 445 円の内訳は、朝395 円 昼550円 タ 500 円です。

ただし、食事負担限度額認定者はその負担限度額となります。

③ 居住費（保険外：お部屋代・光熱水費などです：日）

利用者負担額 第1段階	0 円（多床室）
利用者負担額 第2段階	430 円（多床室）
利用者負担額 第3段階①	430 円（多床室）
利用者負担額 第3段階②	430 円（多床室）
利用者負担額 第4段階	915 円（多床室）

④実施加算 （保険内：日）

送迎加算	184 円 （片道）※対応時加算します
療養食加算	8 円/1 食 （1 日 3 回限度） ※医師の食事箋に基づいた食事を提供した場合
認知症行動・心理症状緊急 対応加算	200 円 ※実施加算
予短個別機能訓練加算	56 単位 ※実施加算

★介護予防短期生活介護利用料金は

要介護度別利用料金 ①（1～3 割負担分）＋ ②食費（保険外）＋ ③居住費（保険外）の合計額です。④をご利用の方は合計額に加算した料金になります



運 営 理 念

- 高齢者や児童が気軽に安心して利用できる施設であること
- 施設利用者や施設入所者本位の施設であること
- 常に地域とともに、地域に開かれた施設であること

基 本 方 針

- 利用者や入所者に対し、常に人間としての尊厳を尊重し適切な処遇計画のもと、自立した日常生活が営めるよう努める
- 施設の特長を生かし、地域間交流・世代間交流・施設間交流を図り、地域・利用者・入所者・家族・職員の相互交流に努める
- 職員は利用者処遇に関する技術向上に向けて自己研鑽に努める
- 日本赤十字社運営の福祉複合施設として、実習生等を積極的に受け入れ福祉人材育成の一助に努める
- 地域・学生・赤十字奉仕団等のボランティアを積極的に受け入れ各福祉サービスを提供する者との交流を通して相互連携に努める